

大学等名	同志社大学
テーマ名	テーマ5：人材交流による産学連携教育
取組名称	企業法務プロフェッショナル育成 ープログラムの開発・実践ー
取組学部等	法学部
取組担当者	佐藤鉄男・西澤由隆
取組期間	平成17年度～平成18年度
Webサイト	<a href="http://law.doshisha.ac.jp/stdy/st-026-1.html">http://law.doshisha.ac.jp/stdy/st-026-1.html</a>

## 取組の概要

本取組は、企業法務のプロフェッショナル（専門家）を育成するプログラムを産学共同で開発・実践するものである。その内容は、（1）企業実務上の具体的な法律問題を若手企業人と教員が連携して解説する、1・2年生対象の企業法務関連科目「企業法務への誘い」の開設、（2）企業法務関連部門の責任者と教員が共同して事例に即して実践的な法的解決方法を検討する、3年生以上対象の企業法務関連科目「企業法務ベーシック」の開設、および、企業法務実務家が主となり更に高度な企業法務実務の実践的練習（和文・英文の契約書の作成等）を行う3年生以上対象の企業法務関連科目「企業法務アドバンス」の開設、（3）企業法務に特化した課題研究を設定した上で、企業実務家と教員の個別指導の下で企業法務関連部門において研修を行い、その後研究成果をまとめて公表する、課題指向の新型インターンシップである「リーガル・フィールドワーク」の開設、および、リーガル・フィールドワークを円滑に行うことができるよう研修の事前指導科目「リーガル・エシックス」の開設、（4）以上のような教育プログラムの実践の中から問題点・改善点を抽出し、一層妥当な教育プログラムを開発するための「企業法務教育に関する研究会」の開設、である。このように、学生の学習段階に応じた企業法務関連科目を設置し、企業法務プロフェッショナル育成のための教育プログラムを産学共同で実践・開発することが、本取組の目的である。

## 実施の経緯・過程

（1）「企業法務への誘い」については、各年度ともに計2回、対談形式と講演形式で開催した。延べ参加者数は、数百名程度である。（2）「企業法務ベーシック」については、講義科目の核として、2単位の特殊講義を平成18年度に開講した。さらに平成18年度は、関連科目として「現代GP：企業経営と企業法務」という2単位の特殊講義も開講した。いずれの科目も60～100名程度の学生が受講した。（3）「企業法務アドバンス」については、大学院法学研究科のビジネス関連科目として、平成18年度に数科目を開講した。科目数が多かったこともあり、受講者数は各科目につき若干名にとどまった。（4）本取組の中核とも言える「リーガル・フィールドワーク」については、「企業法務ベーシック」等の受講修了を参加要件としていたこともあり、完成年度である平成18年度からの実施となった。参加希望学生に対する「リーガル・エシックス」も開設し、インターンシップ派遣前の事前指導を行った。最終的に計23名が受け入れ企業の法務関連部署で、企業法務に特化したインターンシップを行った。

これらの取組の実施は、「プログラム運営委員会」と「プログラム推進室」によって行われた。プログラム運営委員会は委員長（学部長）と専任教員から選出された数名の委員で構成され、主要な意思決定を行うとともに、実際の講義運営等もすべて担当した。「プログラム推進室」は、本取組に関する事務および企業・学生の窓口となる組織であり、1名の契約職員が常駐するとともに、大学内の

1 部屋を提供・開放し、パソコン等の必要な機器を備え、リーガル・フィールドワーク等において必要な課題の報告やレポート執筆などを学生が自由にできるような環境を整えていた。

本取組において設置された企業法務関連科目等（企業法務への誘い、企業法務ベーシック、企業法務アドバンス、リーガル・フィールドワーク、リーガル・エシックス）は、企業人と教員の共同で実施することを原則として企画した。これら科目等を担当する企業人については、プログラム運営委員を中心に選定を進め、十分な人数を確保した。また、教育方法の工夫・改善を図るべく、「企業法務教育に関する研究会」を計10回開催し、企業人と大学人の間で意見交換を行った。

## 目的に対する成果、人材養成面での達成度

企業法務プロフェッショナルの育成という目標については、受講学生が企業の法務部へ就職するなど、一定の成果は見られる。また、学部だけでは専門知識が足りないということで、さらに高度の企業法務プロフェッショナルを目指して大学院法学研究科へ進学する者も多く現れた（これは、逆に言えば、企業法務プロフェッショナルの育成は、学部だけの取組では足りず、大学院法学研究科と一貫して行う必要があることを示している）。いずれにせよ、本取組に参加した者の成長には目を見張るものがあり、法律学への関心を高めるだけでなく、総合的な人間力の向上にも効果があったものと考えている。民間企業への就職だけでなく、公務員や大学院進学を目指す学生に対しても良い影響を与えたように思われる。

ただし、以上の内容は、本取組の中間の成果でしかない。本取組は、大学1年生の時に「企業法務への誘い」を受講した学生が、その後の学年進行に応じて「企業法務ベーシック」や「リーガル・フィールドワーク」などの他のプログラムを消化したところで初めて完成形となるものだからである。むしろこれからが本取組の真の完成となる。本取組については、平成19年度以降も継続・発展させている。

## 自大学の教育改革への影響、他大学等への波及効果、地域社会等への波及効果

本取組の新規性は、法学教育について産学連携で実施するプログラムを開発・実践する点にあり、その実施過程における課題や成果については、各年度に開催したシンポジウムにおいて、広く社会一般に公開した。シンポジウムに参加した大学をはじめ、近畿圏のいくつかの大学においても、同様の試みを行う大学・学部が出現してきている。

また、シンポジウムの際に法律雑誌や新聞等への告知を通じて、本取組についての広報を積極的に展開した。

シンポジウムには各回100名を超える参加者を集めた。関西の企業だけでなく、関東の企業や、大学からの参加者も多く見られ、本取組に対する社会の関心の高さを改めて認識した。

## 学生等の評価

本取組のうち、学部1年・2年生を対象とする「企業法務への誘い」については、延べ数百名程度の学生が参加し、各回の質疑応答においても学生から活発な質問が続き、全般的に好意的な評価を得ているように思われる。少なくとも、企業法務への動機付けという役割は十分に果たしている。

本取組の中核である「リーガル・フィールドワーク」に参加した学生からは、本取組に対して極めて高い評価を得ている。

本プログラムのその他の講義科目についても、「学生による授業アンケート」では、通常の講義では聴くことのできない、企業の実務の最前線と法律の関わり合いなどを知ることができ、貴重な機会であったなどの回答が多数寄せられている。

## 学外からの評価

各年度に行った本取組についてのシンポジウムにおいても、各回100名を超える参加者を得ており、その際の意見交換においても比較的好意的な評価を得ている。

また、各年度末に実施している本取組の外部評価である「プログラム評価委員会」においても、「一般的にみてプログラムは、よく練られたものであり、初年度の進行状況としては申し分がない」、「大学の教員がチームとして『教材作り』に取り組んでいるなど、多くの教員が協力しながらカリキュラムを作っている点、高く評価できる」など、良い評価を得ている。

## 取組支援期間終了後の展開

本取組において試行したプログラム内容については、概ね良い結果を出すことができたため、平成19年度以降も継続・発展して実施する予定である。まず、「企業法務ベーシック」、「企業法務アドバンス」、「リーガル・フィールドワーク」などの科目については、平成19年度において正規科目として開講し、本取組を継続・発展させている。また、取組実施体制についても、「プログラム運営委員」の拡充を図った上で、「リーガル・フィールドワーク」の実施協力等、引き続き、企業への訪問・開拓を継続している。「企業法務への誘い」や「企業法務教育に関する研究会」についても、継続して開催する予定である（平成19年度の計画策定済み）。このように支援期間終了後も、本取組によって開発された教育プログラムを充実させて継続実施の予定である。

ただし、本取組の結果として判明した反省点もある。それは、学部の4年間だけでは、すべての者を目標到達点に導くのに未だ十分ではないという点である。本取組参加者の中から大学院進学者が多く現れていることから、これが読み取れる。そこで、今後は大学院法学研究科博士前期課程とも連携し、学部と大学院との5年ないし6年間を一貫した教育体制をも視野に入れ、本プログラムを発展する方向での議論が学部内でも進められる予定である。また、これに伴い、本取組の中核である「リーガル・フィールドワーク」も若干後ろ倒しすることを考えている。さらに大学院においても産学連携教育を一層深化させる方向での議論も進める予定である。本学部の場合、比較的多数の学生が法学研究科前期課程に進学しているため、その方が効果的な教育ができるのではないかと考えられる。このように、大学院と学部を一体化して本事業を新たに展開する方向で議論を進める予定である。

なお、平成19年度も引き続き、本取組の成果を世間に広く公開するためのシンポジウムを予定している。